

## 『井伊家史料』と明治維新

母 利 美 和

はじめに

幕末期の大老井伊直弼に関する文書・記録の存在が、はじめて世に知られるようになったのは、島田三郎が明治二十一年（一八八八）三月に刊行した『開国始末』<sup>1</sup>が契機であった。島田は、本書において関係文書の伝来や文書閲覧の経緯を巻頭の「緒言」で詳細に述べており、おおよそ次のように理解できる。

文久二年（一八六二）八月の幕政改革後、一橋慶喜や松平春嶽の復権など、時局の変化による幕政批判がたかまり、大老政治への批判から関係者追罰に至る時勢<sup>2</sup>となるなか、井伊家への譴責・追罰を軽減しようとして直弼の腹臣宇津木景福・長野義言が藩内で斬罪に処せられた。そのような状況下で、直弼執政中の手録・文書や、近臣の記録の存在により井伊家に災いが及ぶことを恐れ、一切を「焚燬」すると彦根藩は決定し、中居弥五八と大久保小膳（元側役、員好、のち章男）の二人が、これらの文書を預かり焼却したとされていた。しかし実際には、中居が「主家の安全を計るに如かず」と焼却を主張したのに対し、大久保は「保存して故主の心事を後年に証すべし」と保存を主張した。万一このことが露見すれば罪を一身にうけるといふ大久保の覚悟に、中居もやむなく了解し、藩へは焼却を復命し、密かにこれらを大久保が保存してき

たという。

維新後、明治十九年（一八八六）三月、東京世田谷豪徳寺で直弼二十七回忌法会が催された際、直弼の生前は政治的に対立してきた人々も追悼の詩歌を贈り、新聞紙上で直弼の逸話が掲載されても、これを非難する者がなくなった時勢と感じた大久保は、すでに他界していた中居（維新後、龍宝寺清人と改名）の墓前に告げて、これらの文書の存在を関係者に明かしたとする。

島田の著作は、これら大久保が秘蔵してきた文書をはじめ、井伊家伝来の文書閲覧により叙述されたが、これらと島田を繋いだのは、旧彦根藩士族豊原基臣であった。豊原は、旧彦根藩の陪臣市川曾右衛門の長男で、維新後「藩族」<sup>3</sup>となった人物である。彼の当時の具体的活動は不詳であるが、後述するように、明治十五年（一八八二）十月十四日に旧彦根藩士等が井伊直弼の記念碑を上野公園内に建設しようと提出した許可願に連署した十名の末尾に、「東京府士族糺町区富士見町六丁目二番地 豊原基臣」<sup>4</sup>として名を連ねた人物である。

島田と豊原の接点は、兩人とも同時期に元老院書記官としての経歴をもっていたことであろう。つまり二人は既知の間柄であった。島田は、明治九年頃から井伊直弼の伝記を構想していたと述べており、明治十九年一月に豊原に書簡を送って、直弼関係の遺文や往事の事情を知る人物

について尋ねている。しかし、まだ豊原から返事がないところ、同年三月、たまたま世田谷豪徳寺での直弼二十七回忌の法会に赴いた際、中村不能斎の編集になる「磯打浪」と題した「直弼の事迹を記したる書」を豊原から借覧することになった。島田は法会の様子や自身の直弼についての所懐を毎日新聞の紙上に数日掲載した。<sup>6</sup>この記事を見た旧彦根藩士の中には島田のもとを訪ねて往年の様子を語る者があり、さらに豊原が所蔵していた文書や大久保秘蔵文書の写本である「秘書集録」や「公用方秘録」の写本を借覧することになったという。

以上が、島田の「緒言」から窺える経緯であるが、後述するように文書の閲覧経緯には一部齟齬があり、中村不能斎の編集になる「磯打浪」がいかなるものかは従来全く不明であった。また、これらから判断すると、大久保が秘蔵文書の存在を明かしたのは、島田の新聞記事に押されたようにも窺えるが、島田はその関係性については明記していない。

本稿では、これらの問題点について、近年編集刊行された『彦根城博物館叢書』や『新修彦根市史』<sup>9</sup>の成果を整理しつつ、明治十四年（一八八一）頃からはじまる旧彦根藩関係者を中心に開始された井伊直弼の顕彰運動と、大久保が秘蔵してきた文書との関係について検討する。その際、以下、①井伊直弼顕彰運動の展開、②井伊直弼顕彰運動と維新政府との関係、③中村不能斎編「磯打浪」と「公用方秘録」との関係、④「公用方秘録」の改竄問題の四つの観点から論述する。

#### 一 井伊直弼の顕彰運動の展開

維新後の彦根は、戊辰戦争での新政府軍としての活躍により多くの有能な旧藩士族が新政府の貢士・徴士として活動しており、また直弼の跡を継いだ井伊直憲も、明治二年（一八六九）に二万石の賞典禄を下賜されるなど、新政府における井伊家および旧藩士族の立場は決して脆弱で

はなかった。しかし、明治初期においては、直弼の業績に触れることは彦根の地においてもタブー視されていたようである。

例えば、明治初期の全国的博覧会ブームの中、明治九年（一八七六）五月三日から六月一日にかけて開催された「彦根城博覧会」の様子からも窺える。会場は彦根城天守をはじめ諸櫓・旧御殿（表御殿）が用いられたが、その中には井伊家から出品された井伊家歴代の甲冑や遺品が並ぶなか、井伊直弼に関するものは一点も出品されなかった。<sup>10</sup>その理由は定かではないが、維新後、井伊家の立場が回復したとはいえ、井伊直弼を取り上げるには時期尚早と考えられたのであろう。

その後、明治十四年（一八八一）六月、彦根において旧藩士武笠資節（元犬上原典事）・宇津木翼（元家老）ら有志の呼びかけにより、井伊直弼記念碑建設の協議が彦根城内の旧下屋敷である楽々園でおこなわれた。<sup>11</sup>しかし、八木原（俊広カ）と牧原勘谷の二名から、直弼への恩義・追慕は大事であり理解できるが、時期尚早であるとの指摘があった。その理由は、直弼の執政により藩名を損じたのは、「鎖港の代」、つまり攘夷の時勢における幕政に対する批判であった。維新の世となり、今日ではその偉業は少なからず評価されてきているが、朝廷においても早晩、直弼に対して「遺徳礼遇」がおこなわれるであろうから、まずは「時を待つべし」とのことであり、結局、当分見合わせるようになった。

ただし、記念碑建設に向けた活動は継続された。同年九月には賛同者を求め、その趣旨を記した「建碑移文」と「建碑規約」が、在彦根の武節貫治（元家老）・宇津木翼（同前）・武笠資節（維新後、権少参事）・大久保章男（元井伊直弼の側役）らと在東京の旧藩士日下部東作（元内閣大書記官、書家）・横川源蔵（元会計局権判事）の六人を発起人として作成された。建碑は同意者の「醸金」（寄付金）により実施するこ

と、東京と彦根で同意者が集会し同意者の中から委員を公選、委員に建碑の事務一切を担当することなどを定め、明治十五年（一八八二）十二月二十五日を期限として同意者・寄付金募集が開始された<sup>13</sup>。

明治十四年十一月には在東京の委員、翌年四月には在彦根の委員が選定されているので、期限を待たずに十分な賛同者が得られたのである。この頃、建碑の地所を上野公園・芝公園・靖国神社などの附近として公私内外に交渉したが、種々支障があったため、同年七月、委員は建碑地所を横浜戸部不動山（のちの掃部山）に決定しようとして総会を開いた。しかし、建碑は東京にすべしとの動議があり、それへの賛同者多数のため、「地所取調委員」を設け、土地選択を委任することとなった。

その結果、同年十月十六日には、旧藩士など十名が連名で、農商務省の博物館に上野東照宮境内の上野公園での記念碑建設を願ひ出るが、公園内の景観問題や、これを許可すると同様の出願がおこり、制限がなく<sup>14</sup>なり公園は墓地のようになるなどの理由で、翌十六年一月に不許可となる。この出願には、日下部東作をはじめ、西村捨三（内務省警保局長、のち沖繩県令）・相馬永胤（横浜正金銀行の官選取締役）・大海原尚義（内務省、のち東京府麹町区長）・堀部久勝（井伊家家令）・大東義徹（のち衆議院議員、司法大臣）・広瀬進一（法制局書記官）・横田香苗（賞勳局書記官）・武藤本全（大海原尚義の義父）らとともに、前述したように豊原基臣も末尾に名を連ねていた。

また同年九月までに、さらに建碑地所を芝東照宮付近として交渉をするが、許諾は得られなかったため、十一月、建碑方法・地所の選定を委員に一任した。委員は、横浜戸部不動山の鉄道局所有地に決議して、払い下げを局長に願ひした。この出願は、翌十七年一月に許可となり、用地の地均しを施し、「記念物（記念碑）」設計に着手。内外に賛同者を募り、横浜では多数の世話人を委嘱して事業の進捗をみていた。しかし、

「突然意外の障碍」に遭遇し、建碑は一時中止したという。「障碍」とは「藩閥政府の圧迫のこと」と記される。そのため、直弼顕彰運動としての建碑は当面は困難と解され、「別二直弼公ノ事績ヲ編纂シテ世ニ発表スルコト、ナレリ<sup>15</sup>」となったという。

## 二 井伊直弼顕彰運動と維新政府との関係

この「直弼公ノ事績ヲ編纂」が具体的にどのように進められたのか、確たる記録はない<sup>16</sup>。しかし、井伊家に伝わる「公用方秘録」の写本七冊の内、第一冊から第三冊の表紙にはそれぞれ「十九年二月改」「明治十九年二月改」「十九年二月改」の墨書があり、第七冊の表紙の見返しには、朱書きで「以下四拾式枚紅紙迄写取、公用方秘録ニ添へ修史館へ指出ス、明治十八年八月」、また同冊の万延元年（一八六〇）五月二十五日条の下部付札にも、「是迄之処、修史館へ指出有之、此処迄御写被下度願上候」と記されている。すなわち、島田が豊原を通じて「秘書収録」や「公用方秘録」を借覧したのは、少なくとも明治十九年三月の直弼二十七回忌法会以降と考えられることから、これらの注記によればそれよりも早く、すでに「公用方秘録」の一部は明治十八年に、井伊家から明治政府へ写本が提出されていたと考えられるのである。

修史館は、明治二年（一八六九）に発令された「修史の詔」<sup>18</sup>により太政官に設置された史料編輯国史校正局を起源とする組織で、明治八年に修史局、同十年に調査局、さらに修史館となり、明治十四年の機構改革により、「大日本編年史」の編纂事業を開始した新政府の正史編纂事業の主体となった部局である。井伊家から修史館へ提出された写本は、のちに井伊家へ返還されたか不明であるが、修史館事業を引き継いだ帝国大学の史料編纂掛（現在の東京大学史料編纂所）には、提出された「公用方秘録」の写本と考えられる写本が伝存する。

島田は『開国始末』に、井伊家に秘藏されてきた「秘書集録」「公用方秘録」の閲覧の経緯とともに、「修史局」<sup>20</sup>への提出の経緯を割注として、次のように略記する。

公用方秘録は重もに宇津木の手に成りし者にして、安政五年四月より同六年九月に至る一年余の公事に関する件は一々之を掲げざるなし、本書都て六巻、別に附録一卷あり、(附録は万延元年の記にして直弼暗殺後の事をも略載せり)原書は現に井伊氏に蔵せり。嘗て修史局の令に応じ一部を写して進呈せしといふ。(傍線母利、以下同)

さらに「秘書取録」の部分の割注には、次のように略記する。直弼の世嗣となりて彦藩に居りし時より大老となりて卒する後に至るまで、藩政及び大政に関するの文書(中略)数百通にして、其本書八井伊氏に蔵せり。予が通覧せる者のみにても三百八十九通ありて、大老在職の間、長野・宇津木の間往復せる者最多し。明治二十年、之を写して十巻となし、秘書集録と名付け之を修史局に進呈したり。

この割注に「本書都て六巻、別に附録一卷」とあることから、島田が借覧した「公用方秘録」は、井伊家から修史館へ提出されたものと同様の七冊の写本と考えられよう。また、島田は「修史局の令に応じ一部を写して進呈せし」と記すが、その「令」の存在は、現在のところ確認できない。<sup>(21)</sup>

ただし、東京大学史料編纂所に架蔵される「修史館・修史局史料」の中には、明治十八年(一八八五)から同二十一年にかけての「借書送證簿」と題する当時修史館・修史局が史料を借覧した際に記録された、個人・諸機関との借用証書の控簿がある。これによると、「公用方秘録」は明治十八年八月二十八日付の第八十三號に「一、公用方秘録 安政年間 六冊、一、御城使寄合留・公用諸事留 抜粹 壹冊、右従四位井伊

直憲」と墨書され、朱書で「十九年五月廿一日」「此證書戻入」と加筆、**返却・写済**と朱長方印が押されており、前述した井伊家蔵の提出本写本稿本の第七冊の表紙見返し朱書き、「以下四拾式枚紙紙迄写取、公用方秘録二添へ修史館へ指出ス、明治十八年八月」に一致する。また「秘書取録」は、明治二十年十二月二十八日付の第八十五號に「一、秘書取録 一・二・三・四 四冊、右従三位伯爵井伊直憲」と墨書され、朱書で「廿四年六月廿二日」「此證書戻ル」加筆、**返却・写済**と朱長方印が押されており、<sup>(23)</sup>『開国始末』に「明治二十年、之を写して十巻となし、秘書集録と名付け之を修史局に進呈」とする記述と、冊数と巻数に違いあるものの提出時期は一致する。

これらの事実関係から、「令」の有無はともかく、島田の記した維新政府への提出時期については、ほぼ正確に伝えていると考えられる。

井伊家から主体的に提出したとすると、その意図は何であったか検討が必要であるが、前述したように、直弼顕彰運動としての記念碑建設が明治十七年に実現不可能となり、当面の運動が「直弼公ノ事績ヲ編纂」へ転換したと関係すると考えられよう。

### 三 「公用方秘録」と中村不能齋編集の「磯打浪」

島田が「公用方秘録」と「秘書集録」の元になった文書を借覧する前に、豊原から「中村不能齋の編集なる「磯打浪」と題した「直弼の事迹を記したる書」を借覧していることから、「直弼公ノ事績ヲ編纂」することに中村不能齋が関与した可能性は十分にある。この「磯打浪」の所在は、永く研究者間でも明らかにできていなかったが、当該書との関係性が考えられる神宮文庫所蔵「磯打浪摘要」が現存し、さきに拙稿<sup>(24)</sup>で紹介した。

この書物は、『国書総目録』に神宮文庫所蔵本「磯打浪」として採録

されるものであり、『神宮文庫蔵書目録』では、「磯うつ浪」（六門、二九一号）として収録されている。外題は「いそうつ浪全」、内表紙の題は「磯打浪摘要」、内題も「磯打浪摘要」と記され、内題の下部には「中村不能斎編輯」、木口には「いそ打浪」と墨書される。筆跡は、中村不能斎のものではなく、おそらく写本であろう。神宮文庫に架蔵された経緯は明らかではないが、「内藤恥叟蔵書」の蔵印が有ること、「古事類苑編纂事務所」の印が有ることから、内藤恥叟が『開国始末』批判のため著した『開国起源安政紀事』の執筆のため収集し、彼がのちに『古事類苑』の編集・校閲に従事したことにより、「古事類苑編纂事務所」の蔵本となったと推測される。

次に示した「磯打浪摘要」冒頭の序文に相当する記述では、中村不能斎の編集意図が窺える。

世人井伊直弼ノ素意ヲ知ル者ナク、口ヲ開ケハ其非ヲ唱フ、甚シキハ想像附会誣罔ノ評ヲ以テスルニ至ル、予之ヲ慨嘆シ、直弼伝ヲ作リテ世ニ公ニセント欲シ、既ニ稿ヲ起ス、或予ニ謂テ曰、足下ノ草

スル所、脱稿ニ至ルハ尚ホ数月ヲ費ヤスヘシ、故ニ先ツ簡短ナル小伝ヲ作り、疾ク世ニ公ニセハ如何ト、是ニ於テ其要領ヲ採摘シテ、以テ略伝トス、其詳ヲカナルハ即チ本伝ニ詳載スヘシ、

この記述によれば、世人が井伊直弼を「想像附会誣罔ノ評」により非難する状況を「慨嘆」し、自ら「直弼伝ヲ作りテ世ニ公ニセント欲シ」たことが執筆動機である。また、あくまで本書は、中村が当初執筆しようとしていた「直弼伝」が、脱稿までに数月かかるため、知人の勧めにより「要領ヲ採摘シテ、以テ略伝」としたものである。本書の末尾には「守真陳人」なる人物による跋文が記されるが、その年紀は「明治十八年四月」とあることから、中村による「直弼伝」の執筆は、これより先に進められていたことになる。

表1 「磯打浪摘要」の記述内容一覧

記述内容	丁数
①序文・井伊直弼の生い立ち	1~3丁
②世嗣となり井伊家相続	3~4丁
③相摸湾警衛の地を巡視	4丁
④領地佐野を巡視	4~7丁
⑤ペリー来航意見書	7丁
⑥京都守護	7~8丁
⑦領内巡視	8~9丁
⑧將軍継嗣の内定	9~11丁
⑨大老職に就任	11~13丁
⑩条約調印の経緯	13~15丁
⑪徳川斉昭らの不時登城	15~22丁
⑫將軍徳川家定の死去	22~23丁
⑬間部詮勝の入京	23~24丁
⑭横浜開港の交渉	24~26丁
⑮徳川斉昭の処分	26丁
⑯江戸城の造営総裁・直弼の昇進・講武所の開講	26~27丁
⑰桜田事変	27~28丁
⑱桜田事変後の処置	28~30丁
⑲直弼最期の和歌	30丁
⑳直弼の逸話：山後修復	30~31丁
㉑直弼の逸話：東照宮・皇国への報忠・家臣の諫言	31~33丁
㉒直弼の逸話：父への孝心・豪壯	33~35丁
㉓直弼の逸話：多能強記	35~40丁
㉔直弼の逸話：近侍の士	40~41丁
㉕直弼の皇国観	41~43丁

前述したように、横浜戸部不動山での記念碑建設が許可されたのが明治十七年（一八八四）一月、その後、用地の地均しや記念碑設計に着手したり、賛同者を募り、横浜でも多数の世話人を委嘱して事業進捗をみていた様子からすると、藩閥政府の圧力による建碑中止の時期は明確ではないが、許可から相当な月日が立っていたと考えられる。中村による「直弼伝」の執筆時期は、まさしく直弼顕彰運動が記念碑建設から「直弼公ノ事績ヲ編纂」へ転換した時期と重なるのである。

「磯打浪摘要」の本文は、ほとんど改行なく書き連ねられている。その内容は、表1に示したように、①~⑳に区分できる。全体の構成は、①~⑱では井伊直弼の生涯にわたる政治的事績が編年体で略記され、⑳以降は直弼の政治意識や諸芸・氣質についての逸話集である。本文を受

けて、①①①②①②⑤の末尾には、「編者曰ク」として編者中村の見解が記される。その見解は、当時の直弼批評における誤謬・誤伝への反論が多い。

例えば「①徳川斉昭らの不時登城」の編者見解では、「近時撰述ノ書、或ハ云フ」、「又頃日刊行ノ尊攘紀事ニハ」と記し、また「②將軍徳川家定の死去」では、「然ルヲ近時の書ニ、六月廿四日、嘗議以前ニ薨スト云ひ、或ハ廿八日薨スト云ヒ、或ハ七月四日薨スト云フ、皆実ニ非ルナリ」のように、当時刊行された書物記事への反論・疑問を記している。中村が「直弼伝」を執筆し「世ニ公ニセント欲」する自発的動機の一つが、こうした公刊書物の中での史実誤解への憤慨であったことが窺える。

では、こうした批判を行うために依拠した文書・記録は何であったのか、冒頭の序文には言及がない。本文中には多数の直弼自作の和歌が引用されており、直弼のその時々的心情を効果的に表しているが、「①序文並井伊直弼の生い立ち」の編者見解には、「直弼ノ歌此書ニ載スルモノ多シ」と記すのみである。「此書」とは、おそらく直弼の自作和歌集「柳廼四附」であると推測されるが、明記していない。

また「①徳川斉昭らの不時登城」の項目で、前述した「尊攘紀事」を批判した編者見解には、次のように記している。

又頃日刊行ノ尊攘紀事ニハ、斉昭・慶恕・慶喜ノ三氏直弼ノ専断開港ヲ責ムルトス、是日慶喜モ登営スト雖モ、慶喜ノ局ハ竹ノ間ニシテ始メヨリ此席ニ列セス誤リナリ、而シテ其文ニ大老俯地辭謝曰、此皆備州在職時所為臣始不與知、今已罷備州以謝朝廷尋上京陳奏事情、諸君少寛之、三氏盛氣諂讓、総州見烈公意色頗決擁、井伊氏而退ト云ヘルハ殊ニ誣妄ノ甚シト謂フヘシ、今本文ハ井伊氏当時ノ簿記ニ拠ルナリ、然レトモ井伊氏ノ簿記、彦根人ノ談話ニ出ツルヲ

以テ人或ハ之ヲ疑ヒ、以テ粉飾ト做サン、故ニ他説ヲ援キ証徴ニ充ン、予聞ク維新ノ後、松平慶永一日後藤象次郎ニ謂ヒテ曰ク、(以下略)

この部分は、徳川斉昭らの不時登城の際、幕府老中らに談判した人物を、『尊攘紀事』では「斉昭・慶恕・慶喜ノ三氏」と記述していることを批判したもので、慶喜の江戸城での「局」(詰問)は「竹ノ間」であり、直弼以下老中が御三家の斉昭・慶恕と面会した「大廊下上局」に徳川慶喜は列席できず、誤りであると指摘している。

中村は、「①徳川斉昭らの不時登城」の本文記述は、傍線部分のように「井伊氏当時ノ簿記ニ拠ルナリ」と記している。この「井伊氏」の「当時ノ簿記」とは如何なるものか明記していないが、本文記述の内容は、修史局に提出した「公用方秘録」の記述に類似している。しかし、安政五年(一八五八)六月当時、直弼側近ではなかった彼が、この情報を直接得ることは不可能であろう。<sup>(27)</sup>

また、本文内容の内、次に引用した徳川斉昭らの不時登城の際、直弼が斉昭らに条約調印に至った経緯を語った部分は、「公用方秘録」の記述とその趣旨はほぼ同じである。<sup>(28)</sup>

〔磯打浪摘要〕の本文)

夫レ宇内ノ形勢一変シ、古往ト大ニ其面目ヲ異ニセリ、且航海ノ術一タヒ關ケテヨリ天涯モ比隣ノ如シ、其他兵器軍制等皆之ヲ実戦ニ經試ス、今ヤ外夷万国交通シテ有無ヲ貿易シ、頗ル富強ヲ極ム、而ルヲ仍ホ旧ヲ守リテ惟犬羊視スルトキハ、却テ侮辱ヲ受クルニ至ラシ、今日之ヲ拒絶スルモ、終ニハ許サ、ルヲ得ス、(A)假令ヒ兵ヲ交ヘテ全勝<sup>(29)</sup>得ルモ、海外皆仇敵ト為ルトキハ、必勝期スヘカラス、苟モ敗ヲ取ルコト有ラハ、国体ニ関ス、我環海軍備未タ充実トハ言フヘカラス、故ニ大將軍ニ於テモ彼レカ願意ヲ取捨シ、其害ナ

キモノヲ擇ヒテ之ニ許サント欲シ、大小名ニ意見ヲ問フニ、戦争ヲ可トスルモノ莫シ、問々一二ノ異見者アリト雖モ、佳策良図アルニアラス、依テ朝旨ヲ請フニ尚ホ応ニ大小名ノ赤心ヲ問ヒ、而シテ後ニ具奏スヘシト、是ニ於テ再ヒ赤心ヲ問フニ前言ニ異ナルコトナシ、猶ホ一二ノ上言セサルモノアリ、仍テ悉皆上言ヲ待チ世運ノ變遷時勢ノ已ムヘカラサル所以ヲ奏聞シ、勅裁ヲ經テ而シテ後ニ処セント欲セシニ、豈図ランヤ亜夷俄カニ来リテ云々ス、是レ蓋シ脅迫虚喝ナランカノ疑アリト雖モ、一意拒絶スルトキハ戦端ヲ開カサルヲ得ス、大將軍モ和ヲ主トシ、大小名モ亦大半和ヲ主トス、独リ奏可ヲ經ルノ餘日ナキヲ奈<sup>何</sup>ンセン、(B)勅許ヲ經サルノ罪至大至重ト雖モ、苟モ和戰其機ヲ誤リ国体ヲ辱カシムルトキハ、永ク之ヲ雪ムルノ期莫シ、是其仮署ヲ許ス所以ニシテ、想ニ此意ヲ以テ其已ムヲ得サルノ頭状ヲ具サニ奏聞セハ、蓋シ或ハ恕セラレンノミ、決シテ違勅ニ非ス、(C)凡ソ政ヲ執ルモノ臨機ノ權道無カルヘカラス、是即チ權道ナリ、然レトモ專斷ノ罪直弼固ヨリ辞セサル所ナリ、その文意の要点は、次の五点に整理できる。

- ①西洋の国々は航海術が進み、軍備・軍制実戦に臨み交易通商により強国となり、鎖港の古制を守り開港を拒絶すれば戦争となること。
- ②四方を海に面する日本は、沿海の軍備充実は容易ではないこと。
- ③諸大名の考えもほとんどは開港やむなし、また朝廷への伺いも再応諸大名の意見を聞いて具奏すべしとのことで、諸大名に再び尋ねたが前回と同様であったこと。
- ④いくつか大名意見が出そろわないところに、「亜夷」(ハリス)がにわかに来て、英仏が清国に打ち勝った勢いに乗じて来航し「剛訴」するという情報をもたらした。拒絶すれば戦争になるため、やむなくアメリカとの条約を「奏可」なく調印したこと。

⑤やむを得ない事情を朝廷に説明すれば、「違勅」とはならないこと。ただし、「磯打浪摘要」の記事は「公用方秘録」に較べ説明がやや饒舌であり、かつ傍線部(A)〜(C)のように、(A)たとえ一戦交えて勝利したとしても、海外が皆「仇敵」となったら勝ち目はなく、負ければ「国体」にかかわること、(B)勅許を待たなかった罪は「至大至重」であるが「和戦」の選択を誤り「国体」を辱めれば、永くこれを雪ぐことはできないこと、また(C)勅許なく調印したことは「臨機ノ權道」であり、「專斷ノ罪」は一人直弼が負うと主張する部分は、「公用方秘録」の同一部分には見られない記事である。

#### 四 「公用方秘録」の改竄と中村不能齋

ところで、「公用方秘録」は修史局へ提出した際、提出用の写本作成段階で、かなり多くの部分的削除や記述の改竄がおこなわれていたことを拙稿で指摘した<sup>29</sup>。右に確認した「⑪徳川斉昭らの不時登城」の部分は、提出本が作成される前の写本である木俣本の記述と比較すると、提出本写本では二〜三文字程度の部分的な削除があるものの、意味の異なる改竄は全くみられないため、「磯打浪摘要」の記事は、編者中村による作為であることになる。

しかし、「磯打浪摘要」の傍線部(A)〜(C)に見られる記事と同様の表現は、「公用方秘録」の修史局提出本写本の条約調印当日の記事にも見られる。直弼が江戸上屋敷へ帰館後、公用人宇津木とのやりとりの部分に、傍線部(a)〜(c)に示したように同様の記述が見られるのである。

一例刻御附人ニ而御登城、七ツ時御退出、

今日、応接掛り井上信濃守・岩瀬肥後守、金川より罷帰り申出候者、近々英仏之軍艦數十艘渡来致候趣、尤清国二十分打勝勢ひニ乗し押懸り候事二付、応接方甚御面倒ニ可相成、(中略)御帰館

之上被仰候ニ付、御前江罷出、譬 公方様江伺濟なりとても、

天朝之御沙汰を不被遊御待、条約書ニ御調印御達被遊候ハ、全隠

謀方之術中ニ御落入被遊候与申者にて御違勅与申唱へ譏奏可致、

実ニ御家之御大事、其罪御前御忝人ニ御引受被遊候様可相成ニ

付、急速加奈川江御使を以調印御差留被遊候様申上候処、公方

様江伺之上、既ニ相達候事ニ付、今更私ニ指留候訳ニハ難相成与

之御意ニ付、猶又平常 天朝を御尊敬被遊候御前ニ而、京都之御

沙汰を不被遊御待、右様被遊御達ハ如何之御次第ニ御座候哉与、

段々御迫り申上候ハ、其方共申処一理尤ニハ候得共、事危急ニ

迫り、勅許を待候余日も無之、猶又海外諸蕃之形勢を考察致候

ニ、古昔と違ひ航海之術ニ達し、万里も比隣之如交易通商を開

き、其外兵器軍制等皆実戦ニ試ミ、国富ミ兵強ク、(a)強て之を拒

絶し兵端を開き、幸ニ一時勝を得候とも、海外皆敵与為ス時ハ全

勝孰れニ在るや量るべからず、苟も敗を取り、地を割き償ハさる

を得ざる場合ニ至らハ、国辱焉より大ひなるハなし、(b)今日拒絶

して永く国体を辱かしむると 勅許を待すして国体を辱めさると

孰れか重き、唯今ニ而ハ海防軍備充分ならず、暫時彼が願意を取

捨して害なき者を扱ミ許すのミ、且 朝廷より被 仰進候儀ハ、

御国体を穢さざる様との御趣意ニ有之、(c)抑も大政ハ関東へ御委

任、政を執る者臨機之権道なかるへからず、然与いへとも 勅許

を待さる重罪ハ甘して自分忝人ニ受候決意ニ付、亦云ふ事勿かれ

との御意有之、夜も追々更候ニ付、御休息可被遊様申上、直様奥

江被為入、

そしてこの部分は、修史局提出用の写本作成段階で最も多くの改竄が  
おこなわれた部分である。<sup>(31)</sup> しかも次に示した「磯打浪摘要」の当該部分  
も、傍線部(a)~(c)のように同様の趣旨の記述であり、とくに(b)のゴシツ

ク体で示した部分はほぼ同じ表現である。

#### ⑩ 条約調印の経緯

十九日亜墨利加使節俄カニ来り、告ケテ曰、英吉利・仏蘭西共ニ清

国ト戦ヒ大ニ之ニ勝チ、勢ニ乗シ將ニ来リテ、其欲スル所ヲ遂ケン

トス、(中略) 今内ニハ幕嗣長幼ノ論アリ、遂ニ之ヲ拒絶スルトキ

ハ内憂外患一時ニ湊ヒ生セン、即チ其虚ヲ窺ヒ、其隙ニ乗スル者無

キヲ保シ難シ、夫レ外交ノ事、今日之ヲ拒絶スルモ終ニハ許ルサ、

ルヲ得ス、(a)仮令ヒ兵ヲ交ヘテ全勝ヲ得ルモ、必ス海外諸蕃艦ヲ連

ネテ来ルヘシ、果シテ然ラハ弘安元寇ノ比ニアラサルナリ、海外諸

蕃ヲ敵手トスルトキハ、勝算ノ決熟レニ在ルヤ予メ量ルヘカラス、

苟モ敗ヲ取り而シテ後之ヲ許サハ、皇国ノ汚辱焉ヨリ大ナルハナ

シ、戦敗レ敗レテ和ス、縦ヒ降ルニ非ルモ、勢ヒ降ルト一般ナリ、

乃チ彼レカ要請、今日ニ百倍シ、或ハ地ヲ割キテ償ハサルヲ得ス、

即チ清国ノ覆轍是ナリ、宜シク鑑ミサルヘケンヤ、抑モ一歩寸地ト

雖トモ、我ヨリ彼レニ与フルハ大恥ナラスヤ、(b)今日拒絶シテ永ク

国体ヲ辱カシムルト、勅許ヲ待タスシテ国体ヲ辱カシメサルト、其

咎熟力重キ、勅許ヲ待タサルノ罪至大至重ト雖モ、朝旨モ亦固ヨリ

国体ヲ辱カシメサルニ在リ、一タヒ国体ヲ辱カシムルトキハ、永ク

白スルノ期ナシ、(c)寧口罪ヲ蒙ラハ我レ一身ニ受ケント、是ニ於テ

断然決議シテ、家定ニ聞シ、応接掛下田奉行井上清直・目付岩瀬愿

ヲ神奈川ニ遣シ、仮條款ニ署印セシム、而シテ之ヲ京師ニ奏聞シ、

専断ノ罪ヲ謝ス、

つまり、少なくとも中村は「磯打浪摘要」の編集・執筆に際して、修

史局提出写本の「公用方秘録」を参考にしており、その中村が修史局提

出写本の「公用方秘録」の改竄に関与した可能性は極めて大であろう。

残念ながら、現存する修史局提出写本の作成過程で原本から筆写された

提出本の草稿の筆跡は複数あり、誰のものであるか判明しないが、中村の指示のもとで作成されたものと推測される。明治十七年（一八八四）以降進められた「直弼公ノ事績ヲ編纂」する活動の中心に、中村の存在があったことは間違いないだろう。<sup>32)</sup>

#### おわりに―『井伊家史料』刊行完成の意義―

幕末期の政治過程を研究するうえで、『井伊家史料』は幕府側の動向を知る不可欠な存在である。その刊行完成の意義は大きく、次の三点を指摘しておきたい。

まづ第一に、大名家文書に伝存する書簡は、大名宛の受給文書が中心であるが、『井伊家史料』には、井伊直弼発給文書の草稿段階の文書や、幕府が情報収集した風聞探索書などが多数遺されていることである。直弼の書簡の多くは、公用人兼側役の宇津木景福が草稿を作成し、直弼が加筆修正して清書して発給されているため、その草稿が井伊家側に遺されたのである。そのため往復書簡の双方の文書が『井伊家史料』に存在するため、双方のやりとりが明確に分析可能である。発給された書簡が宛先に現存している場合もあり、草稿段階で直弼が加筆したものが最終的にどのように清書され発給されたかを確認できる場合もある。<sup>33)</sup> 風聞探索書などは、当時の政局のなかでの情報収集が政策にどのように影響を与えたかを知る好材料となる。

第二に、直弼没後の宇津木らによる「公用方秘録」編纂にともなう文書集積があったため、大老井伊直弼に関係する旧藩士家伝来の記録・文書が『井伊家史料』に多数含まれていることである。藩内関係者の文書が公用人のもとに集められ、「公用方秘録」編纂のために筆写利用されたが、中には原文書が現存しておらず、「公用方秘録」にのみ収録された文書がある。原本が散逸しているため記事の信憑性が問題になるが、

「公用方秘録」に収録された文書で原本が存在するものは正確に筆写されていることが確認できることから、これらも信憑性が高いと考えてよいであろう。

第三に、維新後、井伊家に伝来していた直弼の武芸・学問・文芸・芸能などの記録・文書が、中村不能齋の「直弼伝」執筆のために託され、また中村が旧藩士家伝来の文書を精力的に調査・収集したことにより、直弼の思想的背景があらかになったことである。写本改竄における中村の関与問題は、今後さらに追究する必要があるが、当時の修史局における歴史編纂の動向や、井伊家および中村を含めた「直弼伝」編纂にかかわった旧彦根藩関係者たちによる直弼の名誉回復運動がどのような流れであったのか、その動向を合わせて検討されるべき問題であることを指摘しておきたい。

#### 注

- (1) 島田三郎『開国始末』（興論社、一八八八年）。
- (2) 京都での九条家家侍島田龍章の暗殺や、村山たかの三条河原での生き晒しなどの事件。
- (3) 明治三年（一八七〇）五月十二日発令の藩政改革において「陪族所置一条」（留文録）河村文庫古文書、『新修彦根市史』第八卷所載、二〇〇三年）で、三代以上の陪臣、かつ騎馬役の者は「藩族」の内「下士」と位置づけられた。「明治四年彦根藩士戸籍簿」（彦根藩井伊家文書）によれば、豊原基臣は、寛文十二年（一六七二）から①市川厚太郎↓②曾右衛門↓③曾右衛門↓④曾右衛門↓⑤喜久次↓⑥厚次郎↓⑦曾右衛門と、代々続く陪臣市川家の八代目として記載され、豊原基臣と改名し、「藩族二被命、初代」と注記される。
- (4) 「公文類聚」七編六一卷（『新修彦根市史』第八卷所載、二〇〇三年）。
- (5) 「自明治八年至明治十四年職務進退・元老院分課録」（国立公文書館デジタルアーカイブ）

- (6) 当時は『東京横浜毎日新聞』。島田は明治二十一年には同紙の社長となっていた。島田は『東京横浜毎日新聞』に、明治十九年三月三十日から四月十日（四月五日を除く）に「井伊元老の年忌」遠城謙道の伝「井伊元老の逸事」、四月十五日、同十六日には「井伊元老の逸事拾遺」と題して、年忌法要の様子や諸人から寄せられた弔贈の和歌、井伊直弼の事績を、都合十四回にわたり連載している（『東京横浜毎日新聞』明治十九年四月三日、復刻版、不二出版、一九八九年）。
- (7) 弔贈の和歌には、かつて安政の大獄により落飾となった近衛忠熙のものがあり、島田は、近衛の和歌弔贈について「雅量を推知をすべく以て元老の宿冤を洗うに足るべし」と記している（『東京横浜毎日新聞』明治十九年四月三日）。
- (8) 佐々木克編『彦根城博物館叢書7 史料公用方秘録』（サンライズ出版、二〇〇七年）
- (9) 『新修彦根市史』第八巻 史料編 近代1、二〇〇三年。
- (10) 東京文化財研究所編『明治期府県博覧会出品目録 明治四年～九年』（中央公論美術出版、二〇〇四年）。
- (11) 『江越新報』明治十四年六月二十一日付（『新修彦根市史』第八巻所載）。
- (12) 慶応三丁卯年十二月に、旧幕臣水野石見守家来故深谷源吾二男が彦根藩士として取り立てられる（『明治四年彦根藩士戸籍簿』（彦根藩井伊家文書））。
- (13) 「横浜掃部山井伊直弼公銅像建設沿革」（専修大学所蔵文書『新修彦根市史』第八巻）
- (14) 『公文類聚』七編六一巻（『新修彦根市史』第八巻所載）（国立公文書館デジタルアーカイブ）。
- (15) 「横浜掃部山井伊直弼公銅像建設沿革」（前掲注（13）と同じ）
- (16) 『彦根市史』下巻（彦根市、一九六四年）の「井伊直弼の顕彰運動」では、『秘書集録』は、井伊家の委嘱によって、元公用人大久保権内（後松軒）が筆写し、一〇巻にまとめて、大老伝記の責任者中村不能斎の手を経て修史局に出すため編纂されたもの」と大久保権内・中村不能

斎の関与が指摘され、井伊正弘「井伊家文書の変遷について」（『彦根藩文書調査報告書』（一）一九八三年）では、彦根藩士による大老井伊直弼関係史料の蒐集・保存活動として中村不能斎（国学者）・大久保小膳（直弼の側役、のち章男）・同湖洲（小膳の子）の関与が指摘される。なお『新修彦根市史』第三巻、通史編 近代（彦根市、二〇〇九年）では伝記編纂についての指摘はみられない。

- (17) 『彦根藩井伊家文書』の「公用方秘録」（調査番号28091～28094）、「公用深秘録」（調査番号28095～28096）、「御城使寄合留帳・直勤日記・公用方諸事記・公用諸事留・御取次頭取諸事留帳抜粋」（調査番号3164）の七冊。
- 修史館へ提出するための草稿本と推定される。
- (18) 明治二年四月四日、明治天皇から三条実美に下された「宸翰沙汰書」（東京大学史料編纂所所蔵、『明治天皇紀』所載）。
- (19) 東京大学史料編纂所には、現在「公用方秘録」の写本が七種所蔵されるが、その内の「井伊直弼 公用方秘録」と題する写本七冊（記号2022-20）の奥書には「明治十九年一月華族伯爵井伊直憲蔵書ヲ写ス、御雇写字 児玉利直、一級写字生 男澤抱一校（印）」と記される。
- (20) 明治十九年一月に、修史館は改組により修史局と改称しており、島田の『開国始末』執筆時期には「修史局」と認識されたのであろう。また、東京大学史料編纂所の書写本も「修史局作成」と記されている。
- (21) 杉本史子氏（東京大学史料編纂所教授）の御教示による。
- (22) 東京大学史料編纂所所蔵「借書送証簿 修史館明治十八年」（修史館・修史局 02-027）。
- (23) 東京大学史料編纂所蔵「借書送証簿 修史局明治十九年～廿一年」（修史館・修史局 02-028）。
- (24) 母利美和「神宮文庫所蔵 中村不能斎著『磯打浪摘要』（『史窓』第六六号、京都女子大学史学会、二〇〇九年）。
- (25) 『安政紀事』（東屋堂、一八八八年、国立国会図書館デジタルアーカイブ）の「例言」に、「一、近頃井伊家ノ公用方秘録磯打浪摘要ヲ得タリ故ニ井伊家ノ事ハ此ニ書ヲ取ル者多シ」と記している。

(26) 表中の○番号に続けて記した項目名は、筆者が便宜的に付したものである。

(27) 中村不能斎は、安政五年六月当時、藩校弘道館の素読方である。

(28) 『公用方秘録』修史館提出写本の本文

蛮夷之形勢往古と変革いたし、天涯も比隣之如き航海之術相開ケ、軍製兵器等実戦ニ試ミ、追々強国与相成、諸蛮交易通商相願候ニ付、古制を御守り手強ク御断ニ相成候へハ、忽争端を開き可申、左候へハ、手薄之場所々諸夷乱妨いたし、諸大名御国方ニ当惑いたし可申、尤四方海岸之御国ニ付、沿海充実之御備容易ニ難出来ニ付、彼か懇願成丈ケ御取縮メ通商御免し可被遊思召ニ而、諸大名江存寄御尋ニ相成候処、今日及戦争可然との見込之者も無之、依而、朝廷江御伺ニ相成候所、大変革之義ニ付、今一応諸侯之赤心相尋候様被 仰進候間、再応御尋ニ相成候処、前同様之見込、在国之向今少しニ而出揃候間、左候ハ、再応可被仰進思召之処、英仏之軍艦近日渡来可致、尤清国ニ打勝勢ひニ乘し渡来剛訴可致、左候而ハ争端を開候場にも至り可申、其期ニ臨、条約御取繕ひニ相成候而ハ、実ニ御迷惑ニ可相成趣、亜夷使節より申立候義尤ニ相聞江、諸大名之存意も和を主といたし、上二も和と御決し被遊候御義、京都江不被 仰進御取計之段ハ何とも被恐入候御義与深く 御心配も被遊候得共、一旦争端を開き候得ハ、百万之生靈塗炭ニ困しミ、終ニ清国之覆轍を踐候様可相成、朝廷にも素より御国体を被 思召候而之御義ニ付、委細之訳柄被仰進候ハ、尤与御承知可被遊との 思召ニ而被遊候御義、御違 勅与申義ニ而ハ更ニ無之由、段々理を尽し事をわけ被仰候へハ、流石之老公も被仰方無之、

(29) 母利美和『『公用方秘録』の成立と改編』（彦根城博物館研究紀要）第九号、一九九八年。後に、佐々木克編『史料公用方秘録』（彦根城博物館叢書7、サンライズ出版、二〇〇七年）に「公用方秘録」の翻刻解題として改稿の上、再録。

(30) 彦根藩筆頭家老木俣家において、幕末期に作成されたと推測される「公用方秘録」の抄録写本。井伊達夫氏所蔵。木俣本は、『史料公用方秘録』（前掲注29）に全文翻刻し掲載。

(31) 前掲注（29）に同じ。

(32) 『彦根市史』下巻（彦根市、一九六四年）では、「秘書取録」の筆写は大久保権内がおこない、大老伝記の責任者は中村不能斎であったとするが、根拠は示されない。また、戦後の昭和二十三年（一九四八）に設立された「井伊大老史実研究会」で「井伊家史料」の翻刻活動に従事した井伊正弘氏は、文久二年八月の政変後の彦根藩士による大老井伊直弼関係史料の蒐集・保存活動には、中村不能斎（国学者・大久保小膳（直弼の側役）・同湖洲（小膳の子）の三名の関与を指摘している（井伊正弘「井伊家文書の変遷について」（『彦根藩文書調査報告書』（一）一九八三年）。いづれも当事者の説ではなく確証はないが、中村の関与は共通している。また中村は、明治初期に明治政府の命により編纂提出された「井伊家譜」の編者であり、維新後に井伊家における修史事業の責任者であった。

(33) 小浜藩主酒井忠義の用人三浦七兵衛の『三浦吉信所蔵文書』（日本史籍協会叢書）には長野義言の発給書簡が多数収録される。